

令和8年度

大阪市天王寺区PTA・社会教育関係団体主催学習会助成事業要項

令和8年6月

大阪市天王寺区役所

📌 学習会助成事業とは

PTAをはじめとする社会教育関係団体や生涯学習を目的とするグループが、区役所と協働して人権や家庭教育に関する学習会を実施する場合に、区役所が講師謝礼金等の一部を負担する事業です。

📌 助成の対象となる学習会

日常的に自主的な活動をしている次のような団体・グループが主催する学習会

- 1 幼稚園や学校の単位・合同PTA
- 2 区内において生涯学習や社会教育に関する活動を行っている団体・グループ

📌 対象となる学習会の条件

- 1 令和8年7月1日～令和9年2月28日に行う事業であること

※予算に達するまで先着順で申込みを受け付けます。

- 2 1回1時間以上であること
- 3 広く区民を対象に実施すること（30人以上で開催してください）

- 4 幼稚園や学校等の園児・児童・生徒が、授業又は保育時間中に参加するものでないこと（授業又は保育時間中に園児・児童・生徒が参加することは、学校教育にあたるため対象となりません。）

- 5 原則、前年度と同じ内容でないこと

※ 次のような活動は、助成の対象となりません。

- ・特定の政党や、その他の政治団体の利害に関する活動
（公の選挙にかかわって特定の候補者を支持したり反対したりする活動など）
- ・特定の宗教の普及を目的とした活動（教義内容の学習会など）
- ・営利目的で行われる活動
（材料費などの実費以外の受講料を参加者から徴収する活動）



📁 対象となる学習内容

1 人権に関する内容

子ども・女性・障がいのある人・外国籍住民・高齢者など、社会的に不利な立場になりやすい人々をとりまく人権の課題、同和問題、平和・環境問題、個人情報保護などについて

(例) 身元調査と個人情報の保護、多文化共生社会の理解

「虐待」「いじめ」など、子どもをとりまく人権の課題

男女共同参画社会について、女性をめぐる社会制度と法律

障がいのある人も暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり

お互いの人権を尊重しあう人間関係づくり、コミュニケーショントレーニング

2 家庭教育に関する内容

家庭教育や子育て、今日子どもたちをめぐる様々な課題について

(例) 思春期の子育て

親子で学ぶ防犯教室（地域安全マップづくりなど）

子どもの自尊感情を育てるほめ方・しかり方

子どもの睡眠と食事について、歯の健康について

子どもの事故と病気、応急処置について

子育て中の保護者のためのストレスマネジメント

📁 助成の対象となるもの

講師に対する謝礼金及び一時保育謝礼金（詳しくは、3頁「謝礼金基準表」参照）

※この事業は、あくまで経費の一部助成事業であり、必ずしも申請どおり助成されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

※一時保育とは、保護者が安心して学習することができるよう、講座の時間中、子どもを別室で保育ボランティアグループのメンバーに預けることをいいます。活用する場合は、保育ボランティアグループに依頼し、保育場所も確保してください。

📎 **謝礼金基準表**（本市「講師に係る謝礼金の取扱基準」に準じています。）

区分	謝礼金（税込） [1時間あたり]	職の区分
講師	7,100円	大学教授、中央官庁の局・部長、民間の著名専門家 例：臨床心理士、弁護士、医師、ジャーナリストなど
	6,200円	大学准教授、中央官庁の課長、民間の専門研究員 例：〇〇研究所の所長、NPO代表など
	5,200円	大学講師、中央官庁の課長補佐・係長、元市（区）PTA協議会役員 例：〇〇研究所のメンバー、NPO役員など
	4,300円	大学助手、中央官庁の主任、民間の技能者 例：ボランティアグループのメンバー、大阪市以外の教員
保育	1,100円	保育ボランティアグループのメンバー ※必ずグループに所属している方に依頼してください。

【注1】座談会形式である学習会の講師への謝礼金は、基準額の8割以内の額とします。

また、講師補佐（助手）については、基準額の5割以内の額とします。

【注2】学習会が1時間に満たない場合の謝礼金は、1時間当たりの単価をその時間を60で除したもので乗じた額とします。（100円未満の端数は四捨五入）

【注3】**大阪市職員、主催団体・グループの会員が講師を務める場合は、助成対象となりません。**

【注4】謝礼金の手取額は、原則として所得税（10.21%）を差し引いた額になり、講師の口座に振り込まれます。

【注5】学習会、一時保育に係る部屋の使用料は、助成対象外です。

（参考）大学教授と講師補佐（准教授）に2時間30分（150分）の学習会を頼んだ場合

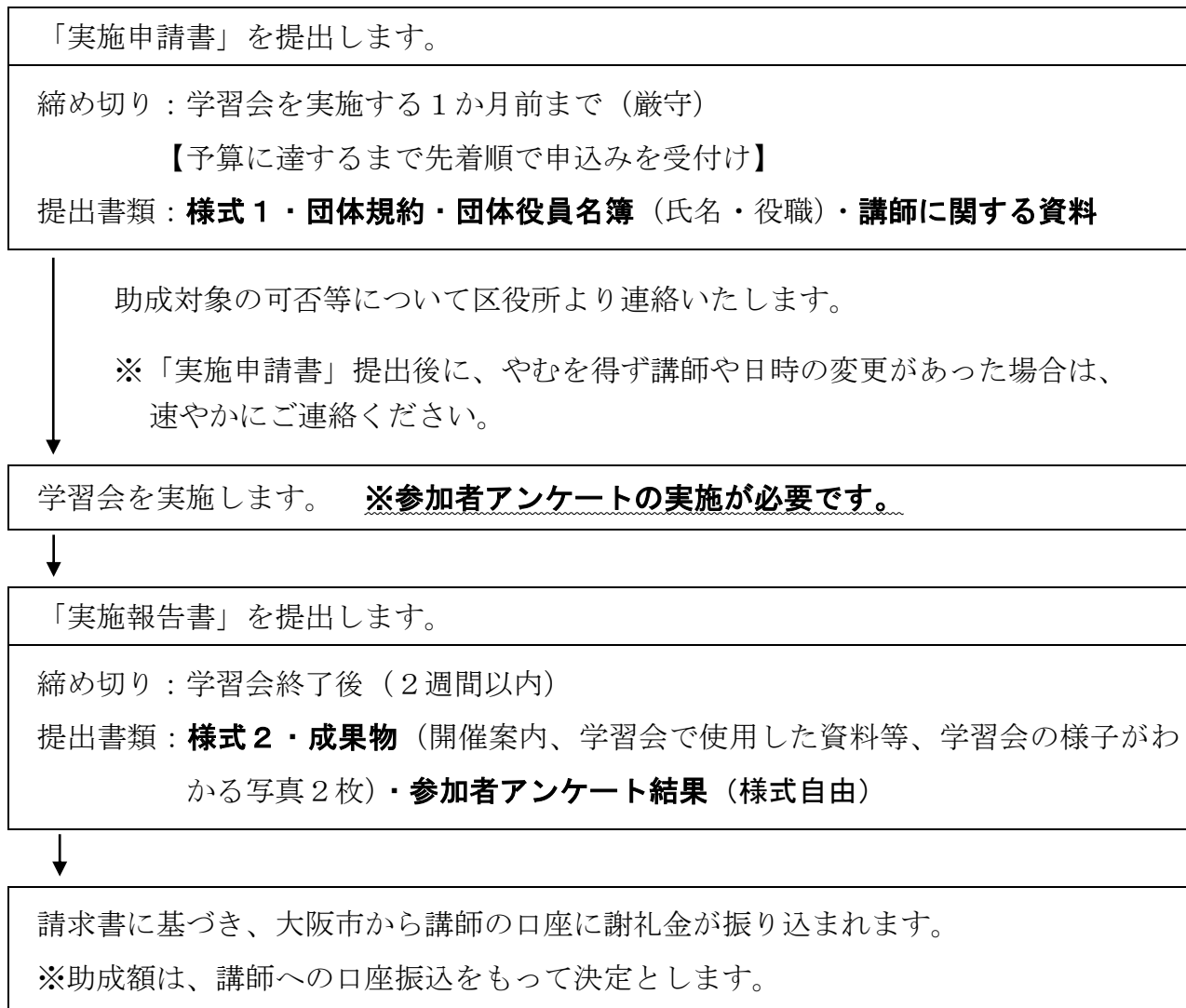
教授分（講師） @7,100×(150分÷60) = 17,750 ⇒ 17,800円

准教授分（講師補佐） @6,200×0.5×(150分÷60) = 7,750 ⇒ 7,800円

合計：25,600円

📁 申請の手続き

※各書類を訂正する場合は、訂正印が必要です。



📁 その他 注意事項

- ① いくつかのPTAなどが合同で実施する学習会も助成の対象となります。
- ② 講演会、シンポジウム以外の形式でも助成を受けることが可能な場合があります。（ワークショップ、講演とイベントの複合事業など）
- ③ 本市が、事業実施にあたり知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律、及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に則り、厳正に取り扱います。各団体・グループにつきましても、個人情報の適切な取り扱いをお願いいたします。

📁 書類提出先、問い合わせ先

〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20番33号

大阪市天王寺区役所 市民協働課（教育文化）〔区役所3階33番窓口〕

電話：06-6774-9743 FAX：06-6774-9692 E-mail：ti0017@city.osaka.lg.jp